

## 会 議 録 (1)

会議の名称	令和元年度第1回飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会
開催日時	令和元年6月25日(火) 開会 午後2時 閉会 午後3時25分
開催場所	飯能市役所別館 会議室1
議長氏名	飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会長 熊田 俊郎
出席委員	熊田 俊郎 荒井 淳次 福本 貴 本橋 実 山川 安代 児嶋 雅子 天野 範子
欠席委員	双木 恵美子
説明者の職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援課 紫藤主幹</li> <li>・産業振興課 浅野主査</li> <li>・農業振興課 森田室長</li> <li>・森林づくり推進課 大野主幹</li> <li>・地域・生活福祉課 雛元主査</li> <li>・健康づくり推進課 谷田部主査</li> <li>・まちづくり推進課 青木主査</li> <li>・図書館 大野主査</li> </ul>
傍聴者の数	なし
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長 島田 茂</li> <li>・総務部庶務課長 浅見 浩司</li> <li>・庶務課主査 鈴木 雅之</li> <li>・庶務課主査 示野 真敏</li> <li>・庶務課主任 橋本 絢人</li> </ul>

## 会 議 録 (2)

### 議事の内容（経過）・決定事項

#### 審 議

- (1) 個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について（報告）  
（個人情報保護条例第7条関係）
  - ・新規に届出された業務及び廃止された業務について事務局から報告があった。
- (2) 平成30年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）
  - ・平成30年度の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について、事務局から報告があった。
- (3) プレミアム付商品券事業に係る個人情報の本人外収集について（諮問）  
（個人情報保護条例第8条関係）
  - ・審議の結果、当事業に関する本人外収集は、公益上必要があると認められた。

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
庶務課長	<p>定刻となりましたので、令和元年度第1回飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会を開会します。初めに、総務部長から御挨拶を申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総務部長あいさつ</li> <li>・各委員の自己紹介</li> <li>・事務局職員の紹介</li> <li>・会長の選出 (熊田委員 選出)</li> <li>・職務代理の指名 (荒井委員 指名)</li> </ul>
会長	<p>それでは、審議に入ります。まず、次第の5審議の(1)個人情報の収集等に係る業務の開始、変更・廃止について(報告)、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>飯能市個人情報保護条例第7条では、実施機関は個人情報の収集等に係る業務を新たに開始又は変更・廃止しようとするときは、その内容を届け出て、審議会に報告しなければならないとされており、その個人情報の収集等に係る業務の届出についての報告です。届出のあった業務の名称等は、資料1のとおりです。なお、介護福祉課は、廃止のみですので説明のための担当者は出席していません。御了承ください。それでは、地域活動支援課から順に御説明いたします。</p> <p>—資料1により各課から届出内容の説明—</p>
会長 委員	<p>説明は以上ですが、質問等がありますか。 林地台帳関連の業務について、4件の業務届出がありますが、それぞれどのような業務ですか。</p>
森林づくり推進課主幹	<p>林地台帳制度は、施業の集約化や適切な森林整備を目的として、森林所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表するものです。届出業務のうち、1件は林地台帳を整備する業務であり、残りの3件は整備した林地台帳を閲覧等する場合に必要な申請書の受付等の業務です。</p>
会長	<p>図書館の届け出た業務によって収集する情報は、申請を代理で行う方の情報ということですか。</p>
図書館主査 委員	<p>そのとおりです。 女性人材リストについて、学歴や職歴などはなぜ必要なのですか。</p>
地域活動支援課主幹	<p>女性人材リストは、審議会等への女性登用率を向上させる目的で作成しております。学歴や職歴を含めた多くの情報を記載することにより、リストに掲載された方の適性などを把握しやすくなり、登用が促進され</p>

会長	<p>るものと考えております。 他にございますか。</p> <p>—なしのため個人情報の収集等に係る業務の届出に係る説明者退席—</p>
会長	<p>それでは、(2)平成30年度情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について（報告）、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>情報公開条例と個人情報保護条例では、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況を公表することとなっていますので、平成30年度の運用状況について、概要を報告します。</p> <p>—資料2により平成30年度の運用状況について概要を報告—</p>
会長	<p>説明は以上ですが、何か質問はありますか。</p>
委員	<p>「表10 平成30年度 公開された会議で傍聴者のあった会議」に記載されているもののほかに、傍聴者のあった会議があるはずですが、記載される会議とそうでない会議の違いはどこにあるのですか。</p>
庶務課主査	<p>表10には、地方自治法に基づく附属機関としての位置付けのある審議会等のみが記載されております。</p>
会長	<p>平成30年度に関しては、審査請求はなかったとのことですが、近年の状況はどのようになっているのですか。</p>
庶務課主任	<p>直近の8年間は審査請求がなされておりません。</p>
会長	<p>他にございますか。</p> <p>—なし—</p>
会長	<p>それでは、(3)プレミアム付商品券事業に係る個人情報の本人外収集について（諮問）、事務局から報告をお願いします。</p>
庶務課主任	<p>まず、事務局からこの“諮問”について説明させていただきます。個人情報保護条例第8条第1項では、「個人情報を収集しようとするときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。」とされておりますが、ただし書きの第5号で「審議会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。」はこの限りでないとされております。このことから、地域・生活福祉課から、委員の皆様へ個人情報の本人外収集について御審議いただくため、諮問させていただきます。</p>
地域・生活福祉課主査	<p>—資料3により本人外収集について説明—</p> <p>なお、個人情報保護条例第8条第2項による本人通知に関しましては、本人外収集した旨を告示することにより、実施したいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	<p>先ほどの個人情報業務届出と本件諮問の関係はどのようになっているのですか。</p>
地域・生活福祉課主査	<p>先ほど御説明させていただいた業務につきましては、現に飯能市が保</p>

会長	<p>有している個人情報を利用して行うものです。</p> <p>本件諮問に関しましては、他の自治体から施設入所者等の情報を収集することについて御意見をいただきたく、諮問させていただきました。</p> <p>プレミアム付商品券を適切に交付するため、他の自治体と情報交換を行うということですか。</p>
地域・生活福祉課主査	おっしゃるとおりです。こちらから情報を提供することもあります。
会長	都道府県をまたがるケースも想定されるのですか。
地域・生活福祉課主査	<p>想定されます。類似の事例として、以前、臨時福祉給付金事業で個人情報の本人外収集を行った際には、東京都から情報提供を受けました。</p>
委員	プレミアム付商品券購入の案内はどのような方法で行うのですか。
地域・生活福祉課主査	郵送で行います。
委員	避難されている方の情報などは、特に注意して取り扱う必要があるかと思われませんが、いかがでしょうか。
地域・生活福祉課主査	十分に注意して取り扱います。
会長	他に質疑がなければ答申に移りますが、委員の皆様から異論はございますか。
	—委員各位異論なし—
会長	<p>なければ本件諮問につきましては、異論なしということで審議会の意見とします。</p> <p>では、審議事項の(3)は、以上とします。(4)その他について、何かありますか。</p>
庶務課長	事務局からは特にありません。
会長	よろしいですか。それでは、本日の審議は終了しますので事務局からお願いします。
庶務課長	慎重な御審議をいただきまして誠にありがとうございました。以上で審議会を閉会します。本日は、ありがとうございました。
議事のとん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。	
令和元年 月 日	
議 長 の 署 名	